

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



児童扶養手当の現況届は 8月30日までに提出を

平和記念日・終戦記念日に黙とうを

原爆死没者ならびに戦争で亡くなられた数多くの方々のご冥福と世界恒久平和を祈念して、1分間の黙とうが次の日時に捧げられます。

皆さんも、家庭や職場などにおいて、黙とうをお願いします。

○広島平和記念日

8月6日(火) 8時15分

○ながさき平和の日

8月9日(金) 11時2分

○戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日(木) 正午

児童扶養手当の現況届は 8月30日までに提出を

児童扶養手当の認定を受けている方へは、8月初旬に現況届提出に関する案内を送付します。

現況届は、8月以降も引き続いて児童扶養手当受給資格があるかどうかを確認するものです。

現況届を提出しないと8月分以降の手当が受けられなくなり、必ず届出期間中に提出してください。

■届出に必要な物

印鑑、証書、世帯全員の住民票の写しなど

■届出期間

8月1日(木)～30日(金)

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)が届いている方は、

関係書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。
※児童扶養手当は、両親の離婚等により、父または母と生計を別にする児童の保護者、父または母が重度の障害の状態にある児童の保護者(年金受給者・一定以上の所得者を除く)に支給されます。

■届出先

お住まいの地域で届出先が異なります。

○西条地域の方

市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL0897-52-1370

○東予地域の方

東予総合支所市民福祉課 福祉係

○丹原地域の方

丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係

○小松地域の方

小松総合支所市民福祉課 市民福祉係

特別児童扶養手当の支給

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。

■支給要件

○児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていないこと

○障害者が20歳未満であり、法律で定める程度の障害の子どもを監護していること

○児童が児童福祉施設などに入所していないこと

○監護する人の所得が限度額を超えていないこと

■支給額
○障害の程度が1級の場合 月額5万400円

○障害の程度が2級の場合 月額3万3570円

■現況届
手当受給中は、年1回の所得状況届が必要です。

■申請先
○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

特別障害者手当の支給

次の要件を満たし、嘱託医が特別障害者(児)と認める方に、特別障害者手当などを支給します。

【特別障害者手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の者

■支給要件
○自宅で療養していること

○施設に入所、または入院していないこと

○所得が限度額を超えていないこと

■支給額
月額2万6260円

【障害児福祉手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者

■支給要件
○障害年金等を受けていないこと

○施設に入所していないこと

○所得が限度額を超えていないこと

■支給額
月額1万4280円

【問合せ】

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)